

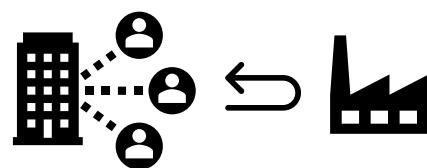


在籍型出向説明会

令和6年能登半島地震により、事業継続が困難となり、本格的な事業再開まで従業員に休業手当等を支払っている事業者等を対象に、その費用負担を軽くし、雇用維持を図りやすくするため、雇用調整助成金と併せて労働者を一時的に出向させる「在籍型出向」という方法をご提案しています。

❓ 在籍型出向とは？

従業員の籍を自社（出向元）に置いたまま、一定期間別会社（出向先）で業務に従事させる仕組みのことです。従業員の労働条件や賃金負担などは、両社と労働者で話し合った上で決定します。



内容

- 1 在籍型出向について
- 2 雇用調整助成金の特例措置について
- 3 (希望者のみ) 在籍型出向個別相談

日時

令和6年5月28日(火) 13:00～14:30

会場

ハローワーク輪島 会議室

(輪島市鳳至町畠田99-3 輪島地方合同庁舎3階)

申込方法

※申込みは令和6年5月23日(木)まで

- ①右のQRコードを読み取ってgoogleフォームから申し込み
- ②下記問い合わせ先までお電話で申し込みのいずれかをお願いします。



- 主催 石川県 ILAC (いしかわ就職・定住総合サポートセンター)
- 共催 (公財)産業雇用安定センター石川事務所 (TEL:076-261-6047) 石川労働局
- 問い合わせ先: 石川県商工労働部労働企画課 (担当: 中村) ☎ 076-225-1672